

## 業界挙げて取り組む 投資家保護

# リスク開示と自主規制促す

商品先物取引は、事業者には原材料や生産物の価格変動リスクを回避する保険の役割を果たす一方で、投資家には少ない投下資本で大きなリターン（収益）をもたらす資産運用機能を提供しています。しかし投資家にとっての高い収益性は、運用に失敗した場合には、逆に大きな損失を発生させる可能性を秘めています。商品先物取引が「ハイリスク・ハイリターン」と呼ばれる理由ですが、それゆえ商品先物会社は投資家に商品先物取引を紹介する際には細心の注意を心がけているのです。

### ネット上で注意喚起

そうした努力のひとつがリスクの積極的な開示です。自社を紹介するウェブサイトでは、フロントページの目立つ場所に「お客さまへの注意事項」「商品先物取引をはじめにあって」などのコーナーを設け、投資家への注意を喚起しています。

内容は商品先物取引がハイリスク・ハイリターンであることを中心に、株取引と異なり期限があること、外務員の意見はあくまでも参考意見であり最終的な判断は投資家自身がすること、取引状況は

### 先物取引を始めるにあたって知っておくべきこと

- ✓ 商品先物取引は元金や利益が保証された取引ではないこと
- ✓ 商品先物取引はハイリスク・ハイリターンの取引であること
- ✓ 商品先物取引は期限のある取引であること
- ✓ 取引の判断は自分ですること
- ✓ 取引の状況は常に確認しておくこと
- ✓ 追証拠金が発生した場合の対処をあらかじめ考えておくこと

日本商品先物取引協会「商品先物取引・委託のガイド」より

先物会社が発行する売買報告書で確認することなど。加えて、勧誘や取引での困りごとやトラブルが発生したり、不愉快な思いをさせられたりした場合には、社内に設けた「お客さま相談窓口」か、自主規制機関の「日本商品先物取引協会」に相談することを勧めています。もちろんインターネットではありません。外務員が投資家に取引を勧める場合も商品先物取引はリスクのある取引であることの説明が義務づけられています。

### 外部専門家が厳しく監視

日本商品先物取引協会は商品取引所法に基づき、主務大臣（農林水産大臣と経

済産業大臣）により設立認可を受けた自主規制機関です。協会は「委託者保護」を目的に、商品先物会社の主要業務である投資家からの商品先物取引の受託のさらなる適正化を図るため、商品先物会社に対し、法令はもとより、協会の自主規制ルールを定め、それらを守るよう監視、監督をしています。そして違反があったときは、制裁金や社名公表などの制裁を科すのです。

このため協会の運営には商品先物業界以外から、多数の弁護士や学識経験者が参加しています。協会の意思決定機関である理事会は過半数を業界外理事が占め、制裁機関である規律委員会もその過

## 新・商品先物入門

①

日本商品先物振興協会

小島 栄一

半数が業界外からの委員で構成されているのです。

商品先物会社の営業社員（外務員）になるようとする者には教育と研修を施しています。その後には試験を受けて外務員資格を取得した者には登録事務を行っており、投資家に対しては商品先物会社の営業や財産の状況についてディスクロージャー資料を提供します。

ところで、商品先物取引のリスク開示はハイリスク・ハイリターンが前提となっていますが、先物取引はそればかりではありません。取引の仕方次第ではリスクを低く抑えることが可能です。例えば、あらかじめ定めた額以上の損失が出ないようにする注文方法もありますし、2つの異なる商品の価格差が明らかに過去のパターンから外れた瞬間を狙って割安を買い、割高を売るといった方法もあります。具体的な方法はこれから紹介しますが、商品先物取引は実に奥の深い知的ゲームでもあるのです。